

職員の命より
職員削減人口減少を理由に命軽視する
方針は認められない!!

5月24日に神戸市会本会議がひらかれ、日本共産党神戸市会議員団を代表して味口としゆき議員が議案質疑に登壇しました。

本議案は、2020年2月に教育委員会事務局総務課係長が自死した件について、当該職員の遺族が、神戸市に対して、過重な勤務を認識しながら安全配慮義務を実施せず放置したことを理由に訴えを提起し、神戸地裁が5月16日に下

した損害賠償請求を神戸市が不服として控訴するというものです。味口議員は「5月20日の教育委員会・予備審査や判決によって本市の主張に全く道理がないことが鮮明になった」と厳しく指摘し、控訴はすべきでないと質しました。

味口議員が
議案質疑

答弁ダイジェスト

味口議員：第1の争点は、業務が過重だったことによる心理的負荷の有無だ。裁判での神戸市は「心理的負荷を与えるようなものではない」と主張しているが、神戸市が自ら弁護士に委託した調査報告書では「相当な負担を感じていた」「当該職員については過重な労働」としている。調査報告書の評価とはまったく違う主張だ。

高田事務局長：調査報告書は過重労働や心身の負担の有無を調査したものであり、安全配慮義務違反の有無を調査したものではない。調査報告書では「過重な労働であった」と評価しうるが、その程度が重大であったとまでは評価できない」とされている。

味口議員：その報告書では「心理的負荷があった」とされ、判決でも「強い精神的負荷があった」としている。神戸市は「調査報告書を真摯に受け止める」としながら、裁判では全く違う主張をしている。

2つ目の争点は、長時間勤務の有無だ。裁判での神戸市の主張は「勤務時間は減少傾向にあった」「過重な業務で

はない」というものだ。しかし、これも調査報告書では「相当な負荷がかかっていた」と認定している。心理的負荷に加え、業務の過多、長時間労働によって当該職員が追い込まれていったことは認めるべきだ。

高田事務局長：当該職員の超過勤務時間は法律の基準を超えていない。また、職員負担の軽減のために事務分担の見直しや派遣職員の配置をおこなった結果、客観的に見て過重な業務とまでは認められない。

味口議員：客観的に見るために調査報告書を依頼したのではないのか。さらに重大なのは、裁判では時間外勤務で申請した以上に「サービス残業」もあるのではないかと指摘されている点だ。神戸市が主張している「基準以内だから大丈夫だ」という認識は成り立つ余地がない。教育長はこの「相当な負荷がかかっていた」という認定を認めるか。

福本教育長：最終的にこのような不幸な結果になっているわけだから、一定の負荷があったのは間違いないことだ。

味口議員：その立場に立つ

質疑項目 1. 教育委員会職員自死事案と再発防止について

のであれば控訴はやめるべきだ。

争点の3つ目は、安全配慮義務違反だ。神戸市は「声掛けや専門医への受診を促すなどの結果回避措置を十分に講じている」と安全配慮義務違反はなかったという立場だ。調査報告書は「口頭で健康状況を確認するのみで、特段の対応をとらなかったことは不当」と認定している。なぜ安全配慮義務はなされていたと言えるのか。

高田事務局長：調査報告書では、違法性は否定されている。

味口議員：裁判では違法だという判決で損害賠償請求されている。強弁するのは無理筋だ。

福本教育長：安全配慮していなかったとの結果が出ているので、今後の教育委員会のあり方も含めて判断を仰ぐべきかと思う。

味口議員：判断はもう裁判所が判決を出している。「メールの返信や対応は全部この亡くなられた職員に任せていたことが安全配慮義務違反

だ。体調が悪いのだから少なくとも外すとか、やり取りは責任のある人がやるべきだった」という判決だ。認めるべきだ。

高田事務局長：当該職員は教育委員との連絡調整の窓口として、自分一人で方針を決めて返すということはない。上司に相談し、判断を仰ぎ、それをメールで送るという業務を担っていた。

味口議員：調査報告書でも判決でも「この職員に任せきりになっていたのが問題だ」としている。顔色が悪いとわかるほどで、不調も訴えているのだから、交代させるとか具体的な手立てが取られなかったことが問題だと真摯に受け止めるべきだ。調査報告書では「当該職員が過重労働になった背景には、重大事案等の発生で、事務局が極度に多忙化するような体制があった」と厳しく指摘されている。職員削減を当然視する市長の下で、こうした歪みが、問題を問題とも認識できない体制になっている。市長は責
(2面につづく)

任を感じないのか。

久元市長：人口が減少していくなかで職員を増やすことはできない。事務の効率化を図り、仕事を減らし、職員の数も削減していかないと自治体の経営は成り立たない。

味口議員：いくら人口減少だと言っても、人が亡くなっているのに職員削減を当然視

するのは本当に冷たい答弁だ。調査報告書には「当該職員は、真面目で責任感が強く、正面から仕事に取り組み、他人の気遣いも行き届いたタイプとのことであった」との記載があった。こうした真面目な職員が、市長のすすめる職員削減路線のもとで、長時間心理的負荷の強い働き

方を強いられ、それを異常とも感じない職場のなかで、自ら命を絶つ、こうしたことは2度と起こしてほしくないし、そのために、職員削減路線をただちに中止すべきだ。

今西副市長：人口減少が進む我が国で、当然税金も厳しくなるので、職員数を増加することは大変難しい。

味口議員：災害時も、こういった重大事案が起きた時も「他の部署から回せばいい」と言うが、未来ある係長が自ら命を絶った。税金と人の命とどちらが大事なのか。人口減少を理由に教育の実態を見ずに職員削減路線を当然視するやり方は絶対に認めるわけにはいかない。

教育委員会職員過労自死

背景には体制脆弱にした市の責任

5月24日、日本共産党神戸市会議員団の前田あきら議員は、5月16日の神戸地裁において、2020年2月に自死した教育委員会事務局職員に対し、神戸市が安全配慮義務を怠ったとして損害賠償を命じる判決が言い渡されたことを

不服として控訴しようとする議案について、反対討論をおこないました。

前田議員は「神戸市が当該職員の過重な勤務を認識しながら、安全配慮義務を怠ったことは明白であり、控訴することは全く道理がなく、再発

前田議員が 反対討論



防止に背を向けるもの」「当該職員が過労自死に至った背景には、脆弱な職員体制をつくってきた神戸市の責任」があることを指摘し、控訴は断

念し判決に基づいて賠償請求するとともに、再発防止にむけた教職員体制の強化を求めました。

市庁舎転落事故訴訟

公的責任を曖昧にする市の姿勢改めよ

5月24日、日本共産党神戸市会議員団を代表して朝倉えつ子議員が委員長報告に反対し討論をおこないました。2017年7月に当時21歳の派遣職員が市役所旧3号館設備点検をおこなっていた際に転落し、下半身不随の障害を負ったことに対し、神戸市や設備

点検会社等に損害賠償を求める裁判を起こしました。当議案は、5月10日に言い渡された神戸地裁の損害賠償を命じる判決を不服として、神戸市が控訴しようとするものです。

朝倉議員は「通常有すべき安全性を欠いていた神戸市の瑕疵（かし）は明白。判決文

朝倉議員が 反対討論



は、庁舎点検業務を民間委託し、作業員の安全配慮義務まで丸投げし、資格を有しない日雇い派遣労働者に責任を押し付けようとする神戸市の姿勢を問題にしている。本判決

は民間委託によって公的責任を曖昧にする神戸市の根本姿勢を厳しく指摘している」と述べ、控訴は断念し判決に基づいて損害賠償をすべきと求めました。

市民の声を聞き、王子公園再整備は中止を

5月27日の神戸市議会本会議で、日本共産党神戸市会議員団の大かわら鈴子議員が登壇しました。大かわら議員は、王子公園再整備のため地区計画に基づいて条例改正をしようとする議案をはじめ、国民健康保険の都道府県化の

方針のもとで神戸市の独自控除を廃止しようとする議案、神戸市立和光園の指定管理化に伴いケアハウスを廃止しようとする議案、神戸空港の機能強化に伴い駐機場を拡張する議案などについて反対討論をおこないました。

大かわら議員が 反対討論



* 討論の全文は「日本共産党神戸市会議員団のホームページ」またはそれぞれのQRコードからご覧いただけます。